

令和8年第5回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和8年5月27日 15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第2会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員
7番 武田 住男 委員 9番 萩野 淑子 委員
10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員
伊藤 修 委員 堀之内 済 委員
村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員

欠席委員

8番 山本 裕子 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 川合 陸仁
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第 2 号	日進市農用地利用集積等促進計画案について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	その他	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について

開会	(15 : 00)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和 8 年第 5 回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	議長	▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は 3 番、4 番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。 それでは議案に入ります。 では始めに議案第 1 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局 議長	議案第 1 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 番号 2 番の案件について 1 ページをご覧ください。 場所につきましては、2 ページの地図をご覧ください。 対象地は、赤池箕ノ手保育園より南西に約 2 0 0 メートルの位置に所在する 1 筆です。 申請者は、対象地を特定生産緑地として所有し、また、主たる従事者として農地利用しておりましたが変形性腰椎症により農作業ができない旨の医師の診断が出ています。 申請者への聞き取り、診断書の内容、農地の管理状況から申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われます。
	事務局	議案第 1 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	議案第 1 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 1 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

		ており、貸借期間は3年間の使用貸借権の設定です。 続きまして、11ページをご覧ください。 整理番号7番、借受人は米野木町に居住する73歳男性です。 年間従事日数は360日で、現在、市内で約1.5haの農地を所有及び貸借をしており、耕作状況は良好です。 農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は12ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は3年間の使用貸借権の設定です。 続きまして、13ページをご覧ください。 整理番号8番、借受人は三本木町に居住する74歳男性です。 年間従事日数は200日で、現在、市内で約0.6haの農地を所有しており、耕作状況は良好です。 農機具所有状況は表右端のとおりです。 場所は14ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は10年間の使用貸借権の設定です。 15ページをご覧ください。 整理番号9番、借受人は藤島町に居住する67歳男性です。 年間従事日数は200日で、現在、市内で約0.5haの農地を所有及び貸借しており、耕作状況は良好です。 農機具保有状況は表右端のとおりです。 場所は16ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は5年間の使用貸借権の設定です 18ページをご覧ください。 整理番号11番、借受人は米野木町に居住する53歳男性です。 年間従事日数は300日で、現在、市内で約0.2haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。 農機具保有状況は表右端のとおりです。 場所は19ページの地図をご覧ください 新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画で、神田
--	--	--

		14 については賃料は年間で 10,000 円で、神田 15-2 については使用貸借権の設定で、貸借期間は 2 筆とも 3 年間です。 20 ページをご覧ください。 整理番号 12 番、借受人は令和 7 年度の日進アグリスクールを修了しており、初めての利用権設定になります。 年間従事日数は 100 日で、農機具保有状況は表右端のとおりです。 場所は 21 ページの地図をご覧ください 新規に借り受ける農地では、果樹を栽培する計画となっており、貸借期間は 10 年間の使用貸借権の設定です 続きまして、24 ページをご覧ください。 整理番号 15 番、借受人は岩藤町の法人で、現在、約 4.9ha の農地を所有及び貸借しており、耕作状況は良好です。 場所は 25 ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地について、三番割 15 の農地では賃料は年間 23,800 円で、三番割 16 の農地では賃料は年間 158,200 円で 2 筆とも花きを栽培する計画で、貸借期間は 10 年です。 議案第 2 号「日進市農用地利用集積等促進計画案について」説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第 2 号について、説明が終わりましたが、番号 3 番と 17 番を除く案件について、何かご意見・ご質問等はございますか。 なお、推進委員につきましては、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。 推進委員の皆様には、第 2 号議案について意見等がありましたら発言をお願いします。 番号 7 番について、以前より同一の借り手が耕作をしていたが、新規案件になるのか。 以前から同一の借り手が耕作していましたが、今回の利用権設定については新たな設定となるため、新規案件として取り扱っています。 議案書に記載がある更新と再貸付の違いは何か。 記載要綱上の区分によるものです。更新は中間管理機構
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	

		います。
		議案第２号の内１７番について賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第２号の内、１７番については、原案のとおり可決とします
		退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。
		(該当委員 入室)
	議長	委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告。)
		・農地法第３条の３第１項の規定による届出 ４件
		・農地法第４条第１項第７号の規定による届出 ２件
		・農地法第５条第１項第６号の規定による届出 １１件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。
		ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
		続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。)
		・認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。
		ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。
		それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和８年第５回農業委員会を終了させていただきます。
	(15 : 27)	